

一 稅務監督局、事務ハ府縣ニ稅務署、事務ハ
郡役所ニ合併件 (山梨縣)

理由

(1) 複雑ナル機關ヲ單一ニシ (2) 稅務官吏誅求ノ
弊ヲ防キ隨テ幾分カ地方稅源、涸竭ヲ免レ
シメ (3) 國費ヲ節約スルコトヲ得ヘシ依テ前
記ノ如ク改正アラシコトヲ望ム

文 部 省

職甲第六二三號

文部省直轄學校圖書館及公立學校職員
優遇ニ關スル意見別紙提出候ニ付可然
御取計相煩度此段及御依頼候也

明治四十五年五月九日

文部次官福原鑠二郎



内閣書記官長南弘殿